

週休2日促進工事実施要領

1. 目的

本要領は、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成 17 年法律第 18 号)の趣旨を踏まえ「公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保」を図るための取組みとして、週休2日を促進することを目的とする。

2. 対象工事

原則、全ての工事

ただし、以下の工事は除く

- ・緊急に対応することが必要な工事
- ・現場作業が1週間未満(不稼働日を除く実稼働日数が5日未満)の工事

3. 発注方式

次の(1)による発注者指定方式を基本とし、一部の対象工事については(2)の受注者希望方式とする。

(1)発注者指定方式

受注者が工事着手前に「完全週休2日」、又は「月単位の週休2日」に取り組む旨を発注者と協議したうえで取り組む方式(通期の週休2日は必須)

(2)受注者希望方式

受注者が工事着手前に発注者に対して「月単位の週休2日」、又は「通期の週休2日」に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式

4. 用語の定義

(1)週休2日

① 完全週休2日とは、土曜日、日曜日を休日とし、対象期間において、全ての週で2日以上現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、1週間の定義は「月曜日から日曜日まで」とする。

② 月単位の週休2日とは、原則、土曜日、日曜日を休日とし、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

③ 通期の週休2日とは、原則、土曜日、日曜日を休日とし、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(2)対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。

なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、準備期間、各種検査期間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が対象外と認める期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされている期間等)は含まない。

(3)4週8休以上

① 月単位の4週8休以上とは、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所日数の割合(以下「現場閉所率」という。)が28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている状態をいう。

なお、現場閉所日を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

② 通期の4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所率が28.5%以上の水準に達する状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(4) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事業所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

5. 対象工事である旨の明示

入札公告において、対象工事の場合はその方式を明記し、対象外となった場合もその旨を明記する。

6. 工期の変更

工期の変更理由が以下の(1)～(3)に示すような受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行う。

- (1) 契約内容と異なる事項等が発生し、工事工程の条件に変更が生じた場合
- (2) 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- (3) その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

7. 実施方法

- (1) 発注者指定方式の場合、受注者は契約時に「完全週休2日」、又は「月単位の週休2日」を選択するものとし、落札候補者の書類提出時に合わせ、「週休2日工事」取り組み形式確認書(別紙様式1号)を提出する。
- (2) 受注者希望方式で、受注者は「月単位の週休2日」、又は「通期の週休2日」を希望する場合、契約後の現場着手前に週休2日工事实施希望確認書(別紙様式2号)を提出する。
- (3) 受注者は契約後、監督員と協議のうえ、受注者が取り組む週休2日を反映した「実施工程表」を提出する。この工程表の提出期限は、当初月は現場着手日までに、それ以降は翌月の作業開始前までとする。また、当初月には、現場着手日を明示する。
- (4) 監督職員は、「現場閉所予定日」を記載した「実施工程表」「工事日報集計表」等を受注者より受領し、週休2日が確保されていることを確認する。また、受注者が完全週休2日を選択している場合の現場閉所日の振替については、事前に監督職員の承諾を得たうえで、同一週内の月曜日から金曜日の平日に限り認める。
- (5) 監督職員は、定期的に対象期間内の現場閉所日数を確認する。また、工程計画の見直し等が生じた場合は、その都度見直された実施工程表を受領し、現場閉所の状況を確認する。

8. 留意事項

- (1) 現場閉所の状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。
- (2) 監督職員は、現場閉所の前日などに、現場閉所中の作業が発生するような指示等を行わないように配慮する。
- (3) 対象工事の受注者は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、関連工事間の調整を適切に実施する。
- (4) 工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督職員は受注者と協議する。

9. 工事成績評定

発注者指定方式、及び受注者希望方式

・週休2日の取り組みを実施し達成した場合、工事成績評定点での評価を行う。

10. その他

受注者が提出する書類に虚偽の記載があった場合、あるいは信義則に反する行為があった場合は、「大阪府入札参加停止要綱」「建設工事請負契約書」に基づき厳正に対応する。

附則

この要領は、令和元年8月 29 日から施行する。

この要領は、令和4年2月 17 日から施行する。

この要領は、令和7年1月 24 日から施行するものとし、令和7年4月1日以降に契約する工事から適用する。令和7年3月 31 日以前に契約する工事については、本要領(令和4年2月 17 日施行)を適用する。

この要領は、令和8年1月 20 日から施行するものとし、令和8年4月1日以降に契約する工事から適用する。令和8年3月 31 日以前に契約する工事については、本要領(令和7年1月 24 日施行)を適用する。

この要領は、令和8年7月 17 日から施行するものとし、令和8年8月 27 日以降に公告する工事から適用する。令和8年8月 26 日以前に公告する工事については、本要領(令和8年1月 20 日施行)を適用する。

「週休2日工事」 取り組み形式確認書

大阪府 様

住所

商号又は名称

代表者

(押印不要)

〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事において、週休2日工事の実施にあたり週休2日促進工事実施要領 第7(1)に基づき、下記のとおり形式を選択します。

記

形式の選択	☐ 完全週休 2 日工事を選択します。 ☐ 月単位の週休 2 日工事を選択します。 ※選択する形式のチェックボックスに✓を入れてください。
-------	--

(注) 本確認書は、発注者指定で実施する「週休2日工事」の場合に、落札候補者の書類提出時に、必ず、提出してください。

週休 2 日工事実施希望確認書

大阪府 様

住所

商号又は名称

代表者 (押印不要)

〇〇〇〇〇〇〇〇　〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事において、週休２日工事の実施にあたり週休２日促進工事实施要領　第７（２）に基づき、下記のとおり提出します。

記

- ☐ 月単位の週休2日工事の取り組みを希望します。
- ☐ 通期の週休2日工事の取り組みを希望します。

つきましては、実施にかかる協議をお願いします。